

役務の提供（令和6年度から変更なし）

【変動型最低制限価格制度の概要】

実際の入札金額に基づいて算出した額を最低制限価格として設定します。

全ての入札書のうち、予定価格を超えないものかつ予定価格の40%未満を除くものを最低制限価格の算定に含める入札書とし、入札額の低いものから6割を採用し、その平均入札額に85%を乗じて得た額を当該案件の最低制限価格として設定し、予定価格及び変動型最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (1) 予定価格を超えず、予定価格の40%未満の入札額を除く、入札額の低いものから6割を採用し、平均額を算出します。
- (2) (1)の平均額に100分の85を乗じた額を、当該案件における変動型最低制限価格とします。
ただし、(1)における入札が1者の場合は最低制限価格の設定を行いません。
※ 予定価格を超えないもので、予定価格の40%未満の入札額のみの場合には、その入札額の低いものから6割を採用し、(2)の方法で最低制限価格を算出します。

